

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市会計関係帳票規則の一部を改正する規則【会計室】	3
◇ 告 示	
○ 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】	8
◇ 公 告	
○ 特定調達契約の落札者の決定【総務局総務部総務課】	12
○ 物品調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】	13
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2件）【技術監理局契約部契約課】	15
○ 特定調達契約の落札者の決定【技術監理局契約部契約課】	25
○ 北九州広域都市計画地区計画の決定原案の縦覧（2件）【建築都市局計画部都市計画課】	26
○ 北九州広域都市計画地区計画の変更原案の縦覧（2件）【建築都市局計画部都市計画課】	28
◇ 訂 正	
○ 第5422号の訂正【総務局総務部法制課】	30

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市会計関係帳票規則

消費税のインボイス（適格請求書）制度の開始に伴い、事業者等の利便性の向上を図るため、請求書兼領収書の様式に適格請求書発行事業者の登録番号等の記入欄を設けることにしました。

この規則は、令和5年10月1日から施行することにしました。

北九州市会計関係帳票規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 9 月 1 5 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 3 3 号

北九州市会計関係帳票規則の一部を改正する規則

北九州市会計関係帳票規則（令和 4 年北九州市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

種類	様式
不渡り証券還付通知書	第 1 号様式
不渡り証券受渡簿	第 2 号様式
納入通知書	第 3 号様式
納付書（払込書）	第 4 号様式
納付書（払込書）（金額手書き用）	第 5 号様式
納付書（払込書）兼領収済通知書	第 6 号様式
北九州市出納職員総括払込書	第 7 号様式
現金領収帳	第 8 号様式
還付通知書	第 9 号様式
請求書兼領収書	第 1 0 号様式
請求書内訳	第 1 1 号様式
請求書兼領収書（用品用）	第 1 2 号様式
内訳書	第 1 3 号様式
概算払精算書	第 1 4 号様式
領収書（物件費用）	第 1 5 号様式
領収書（人件費用）	第 1 6 号様式
戻入書	第 1 7 号様式
改印届	第 1 8 号様式
歳計外現金預入書兼払出領収書	第 1 9 号様式
歳計外現金預入領収書	第 2 0 号様式
歳計外現金払込書兼預入通知書	第 2 1 号様式
歳計外現金払戻通知書	第 2 2 号様式
有価証券預り書	第 2 3 号様式
有価証券受領書	第 2 4 号様式

有価証券預入書兼払出受領書	第 2 5 号様式
有価証券受領書	第 2 6 号様式
出納職員証	第 2 7 号様式
隔地払通知書	第 2 8 号様式
領収書（金銭登録機用）	第 2 9 号様式

第 1 0 号様式及び第 1 1 号様式を次のように改める。





第14号様式を削り、第15号様式を第14号様式とし、第16号様式から第30号様式までを1様式ずつ繰り上げる。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する改正前の北九州市会計関係帳票規則の規定による帳票は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

北九州市告示第 3 4 7 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 9 月 1 5 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所  
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間  
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで  
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで  
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び令和 5 年 1 2 月 2 9 日から令和 6 年 1 月 3 日までの日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 2 7 4）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 5 年 8 月 7 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番
	2 台	令和 5 年 8 月 2 3 日	西海岸自転車保管所

	2 台	令和 5 年 8 月 25 日	
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	8 台	令和 5 年 8 月 8 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	29 台	令和 5 年 8 月 25 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	5 台	令和 5 年 8 月 18 日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 5 年 8 月 7 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番
小倉北区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 5 年 8 月 1 日	下城野自転車保管所
	2 台	令和 5 年 8 月 2 日	
	2 台	令和 5 年 8 月 3 日	
	1 台	令和 5 年 8 月 4 日	
	2 台	令和 5 年 8 月 8 日	
	1 台	令和 5 年 8 月 10 日	
	1 台	令和 5 年 8 月 15 日	
	3 台	令和 5 年 8 月 16 日	
	2 台	令和 5 年 8 月 18 日	
	2 台	令和 5 年 8 月 21 日	
	2 台	令和 5 年 8 月 22 日	
	1 台	令和 5 年 8	

		月 2 9 日	
	1 台	令和 5 年 8 月 3 0 日	
	1 台	令和 5 年 8 月 3 1 日	
J R 下曾根駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 5 年 8 月 2 1 日	北九州市小倉南区八重洲町 1 6 番 八重洲自転車保管所
小倉南区自転車放置禁止区域外	3 台	令和 5 年 8 月 3 日	北九州市小倉南区城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	3 台	令和 5 年 8 月 4 日	
	3 台	令和 5 年 8 月 2 8 日	
	2 台	令和 5 年 8 月 2 9 日	
J R 若松駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 5 年 8 月 2 3 日	北九州市若松区響南町 8 番
若松区自転車放置禁止区域外	7 台	令和 5 年 8 月 2 3 日	小石自転車保管所
	1 台	令和 5 年 8 月 2 5 日	
八幡東区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 5 年 8 月 4 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
	1 台	令和 5 年 8 月 1 7 日	
	1 台	令和 5 年 8 月 2 4 日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 1 台	令和 5 年 8 月 2 2 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番
J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 5 年 8 月 1 5 日	長崎町自転車保管所
	5 台	令和 5 年 8 月 2 8 日	

J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	5 台	令和 5 年 8 月 7 日	
八幡西区自転車放置禁止区域外	5 台	令和 5 年 8 月 7 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
	1 台	令和 5 年 8 月 1 5 日	
	3 台	令和 5 年 8 月 1 8 日	
	4 台	令和 5 年 8 月 2 9 日	
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	8 台	令和 5 年 8 月 9 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	5 台	令和 5 年 8 月 2 4 日	三六自転車保管所
戸畑区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 5 年 8 月 4 日	
	1 台	令和 5 年 8 月 8 日	
	2 台	令和 5 年 8 月 1 8 日	
	3 台	令和 5 年 8 月 2 5 日	

北九州市公告第626号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年9月15日

北九州市長 武内和久

- 1 特定役務の名称及び数量  
北九州市本庁舎都市ガス供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市総務局総務部総務課  
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年8月9日
- 4 落札者の名称及び住所  
九州電力株式会社  
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 落札金額  
3,787万4,496円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和5年6月27日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第629号

次の物品について、一般競争入札により物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月15日

北九州市長 武内和久

1 調達内容	購入品目及び数量	かん・びん収集用指定袋 225万枚
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期限	令和6年5月31日
	納入場所	市の指示する場所
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	令和3年度以降において、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した1件160万円を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、この公告日以前の5年間に、国、地方公共団体等の官公署（外国の官公署を含む。）又は北九州市の外郭団体及びこれに準じる団体からの発注に対し、遅滞なく誠実に納入した実績（納入数量の合計が45万枚以上であるものに限る。）があること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで（最終日午後2時まで）
4 競争参加資格確認申請書提出期間	この公告の日から令和5年9月27日まで（注2）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月28日の午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	令和5年10月5日から同月13日まで（注2）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月16日午前9時から午後2時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和5年10月16日午後2時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札方法	総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。
	電子入札案件	この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札 （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	（1） この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2） 入札説明書及び仕様書は、北九州市技術監理局契約部ホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、第3項に示す場所及び期間において無償で交付する。 （3） この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 （4） 原則として、入札者名義のICカード（注3）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 （5） この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2017）とする。	

- 注1 北九州市物品等供給契約の競争参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。
- 注2 この公告第3項から第5項までに規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。
- 注3 北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。

## 北九州市公告第630号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年9月15日

北九州市長 武内和久

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び予定数量

白灯油（11月分） 34キロリットル

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

#### (3) 履行期間 令和5年11月1日から同月30日まで

#### (4) 納入場所

ア 北九州市門司区新門司三丁目79番地 新門司工場

イ 北九州市小倉北区西港町96番地の2 日明工場

ウ 北九州市八幡西区夕原町2番1号 皇后崎工場

#### (5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

いずれも入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

ア 46キロリットル 令和5年10月頃

イ 20キロリットル 令和5年11月頃

ウ 40キロリットル 令和5年12月頃

エ 62キロリットル 令和6年1月頃

#### (6) 最初の契約に係る入札公告日 令和5年2月6日

#### (7) 入札方法 1キロリットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

#### (8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

### 2 電子入札に関する事項

#### (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く

。)の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

（2） 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

（3） その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

### 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2） 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（3） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和5年10月2日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

### 5 入札手続等

（1） 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 期間 この公告の日から令和5年10月19日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月20日の午前9時から午後2時まで

（2） 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和5年9月29日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同年10月2日の午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和5年10月2日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和5年10月11日から同月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月20日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和5年10月19日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和5年10月20日午後2時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。  
ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。  
ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of White Kerosene

Forecasted Quantity : 34KL

( 2 ) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m., October 20, 2023

For tenders submitted by mail :

5:00p.m., October 19, 2023

( 3 ) For further information, please contact: Contracts Division,

Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

## 北九州市公告第631号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年9月15日

北九州市長 武内和久

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び予定数量

軽油（軽油引取税免税・11月分） 3万1,700リットル

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

#### (3) 履行期間 令和5年11月1日から同月30日まで

#### (4) 納入場所 北九州市小倉北区浅野二丁目地先（小倉栈橋）こくら丸 又は代船

#### (5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

いずれも入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

ア 3万600リットル 令和5年10月頃

イ 2万9,500リットル 令和5年11月頃

ウ 2万8,500リットル 令和5年12月頃

エ 3万1,500リットル 令和6年1月頃

#### (6) 最初の契約に係る入札公告日 令和5年2月6日

#### (7) 入札方法 1リットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

#### (8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

### 2 電子入札に関する事項

#### (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムに

より行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

（2） 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

（3） その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

### 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2） 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（3） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和5年10月2日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

### 5 入札手続等

（1） 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市技術監理局契約部契約課

イ 期間 この公告の日から令和5年10月19日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月20日の午前9時から午後2時まで

（2） 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和5年9月29日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同年10月2日の午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和5年10月2日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和5年10月11日から同月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月20日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和5年10月19日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和5年10月20日午後2時10分

## 6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

## 7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Gas oil

Forecasted Quantity : 31,700L

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m., October 20, 2023

For tenders submitted by mail :

5:00p.m., October 19, 2023

( 3 ) For further information, please contact: Contracts Division,  
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第632号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年9月15日

北九州市長 武内和久

- 1 物品等の名称及び数量  
輸送車 2台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年8月30日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社消防防災北九州営業所  
北九州市戸畑区中原西二丁目3番22-302号
- 5 落札金額  
5,093万円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和5年7月18日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第 6 3 3 号

地区計画の案を作成しようとするので、北九州市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和 5 9 年北九州市条例第 3 4 号）第 2 条の規定により次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 6 条第 2 項に規定する者は、当該地区計画の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。

令和 5 年 9 月 1 5 日

北九州市長 武 内 和 久

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
舞ヶ丘一丁目地区地区計画	北九州市小倉南区舞ヶ丘一丁目地内

3 都市計画の原案の縦覧場所

北九州市小倉北区内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 縦覧期間

令和 5 年 9 月 1 5 日から同月 2 9 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

5 意見書の提出要領

当該地区計画の原案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和 5 年 1 0 月 6 日までに、北九州市建築都市局計画部都市計画課に到着するように提出すること。

北九州市公告第 6 3 4 号

地区計画の案を作成しようとするので、北九州市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和 5 9 年北九州市条例第 3 4 号）第 2 条の規定により次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 6 条第 2 項に規定する者は、当該地区計画の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。

令和 5 年 9 月 1 5 日

北九州市長 武 内 和 久

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
沼本町四丁目地区地区計画	北九州市小倉南区沼本町四丁目地内

3 都市計画の原案の縦覧場所

北九州市小倉北区内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 縦覧期間

令和 5 年 9 月 1 5 日から同月 2 9 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

5 意見書の提出要領

当該地区計画の原案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和 5 年 1 0 月 6 日までに、北九州市建築都市局計画部都市計画課に到着するように提出すること。

北九州市公告第 6 3 5 号

地区計画の変更案を作成しようとするので、北九州市地区計画等の案の作成  
手続に関する条例（昭和 5 9 年北九州市条例第 3 4 号）第 2 条の規定により次  
のとおり公告し、当該地区計画の変更原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 6 条第 2 項に規定する  
者は、当該地区計画の変更原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算し  
て 1 週間を経過する日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。

令和 5 年 9 月 1 5 日

北九州市長 武 内 和 久

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
山路松尾町地区地区計画	北九州市八幡東区山路松尾町及び松尾町 地内

3 都市計画の変更原案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 縦覧期間

令和 5 年 9 月 1 5 日から同月 2 9 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日  
に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎  
日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

5 意見書の提出要領

当該地区計画の変更原案についての意見をできるだけ具体的に記載した文  
書を、令和 5 年 1 0 月 6 日までに、上記縦覧場所に到着するように提出する  
こと。

北九州市公告第 6 3 6 号

地区計画の変更案を作成しようとするので、北九州市地区計画等の案の作成  
手続に関する条例（昭和 5 9 年北九州市条例第 3 4 号）第 2 条の規定により次  
のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 6 条第 2 項に規定する  
者は、当該地区計画の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1  
週間を経過する日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。

令和 5 年 9 月 1 5 日

北九州市長 武 内 和 久

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
吉志南地区地区計画	北九州市門司区吉志新町一丁目及び吉志七丁目地内

3 都市計画の原案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 縦覧期間

令和 5 年 9 月 1 5 日から同月 2 9 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日  
に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎  
日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

5 意見書の提出要領

当該地区計画の変更原案についての意見をできるだけ具体的に記載した文  
書を、令和 5 年 1 0 月 6 日までに、北九州市建築都市局計画部都市計画課に  
到着するように提出すること。

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
令和5年	第5422号	1	目次の1行目	告 示	公 告